

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業グループとして目指すべきことを「経営理念」及び「経営基本方針」に定めています。

当社は「経営理念」を「我がグループの「あらゆる技術」を高め、革新的な製品をもって、夢あるさまざまなモノをグローバルに生み出し、楽しい社会を実現します。」と定め、グループ各社の「あらゆる技術」を高め、既存製品にとどまらない革新的な製品をもって、夢あるさまざまなモノをグローバルに生み出し、楽しい社会を実現することが当社グループの存在意義であるとの思いを明記しています。

また、当社の「経営基本方針」の中で、「我がグループは経営理念の達成にあたり法令遵守、環境保護、品質管理の徹底、社会貢献を含め企業の社会的責任を全うします。」と定めており、利益追求のみにとどまらず社会的責任の充足が経営の基本方針であることを明記しています。

また「経営理念」、「経営基本方針」に基づき、上場企業として持続的に発展をする上でステークホルダーの信頼と支持が不可欠であり、そのためには経営の透明性を確保し、説明責任を果たし、十分な情報の開示を行うことが必須であると認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、提出日現在において、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4)

当社は、中長期的に当社の企業価値向上につながる企業の株式を保有対象とすることを基本としています。株式の取得又は処分にあたっては、金額に応じて取締役会にて承認又は報告を行うとともに、定期的に合理性等について取締役会で検証していきます。

また、議決権の行使にあたっては、議案毎に中長期的な企業価値向上、経済合理性等の観点から総合的に判断しています。

(原則1-7)

当社は、当社及び当社グループが、その役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び当社グループや株主共同の利益を害することのないよう、規程を整備しています。

取締役は、自己もしくは知縁者に有利な取引の斡旋及び便宜の供与を、「取締役処遇規程」に禁止事項として規定し、取締役が競合取引又は自己取引を行う場合は、「共通職務権限表」に基づき、取締役会に付議し承認を得るものとしています。

また、当社は、当社の利益が不当に害されることを防止することを目的に、取締役又は利害関係者と取引を行う場合の手続について「利害関係者取引規程」を定めています。

監査役は「監査役監査基準」に基づき、競合取引や利益相反取引及び親会社や子会社もしくは株主等との通例でない取引について、監視し検証しています。

(原則3-1)

() 当社は、経営理念などの経営の基本方針及び中長期的な経営戦略などを、当社ウェブサイト(<http://www.taiyo-hd.co.jp/lr/policy.html>)に開示していますのでご参照ください。

() 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載していますのでご参照ください。

() 当社は、取締役報酬及び執行役員報酬について客観性及び透明性を確保するため、報酬諮問委員会を設置し、審議結果を取締役に答申しています。

() 当社は、取締役及び監査役の名指について客観性及び透明性を確保するため、指名諮問委員会を設置し、審議結果を取締役に答申しています。

() 当社は、社外取締役及び社外監査役候補者の指名の理由を、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び本報告書の「2.1.機関構成・組織運営等に係る事項」に記載していますのでご参照ください。また、社外取締役及び社外監査役以外の取締役及び監査役候補者の指名の理由については、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しています。

(補充原則4-1-1)

当社は、法令及び定款に定められた事項の他、「取締役会規程」及び「共通職務権限表」にて、取締役会の承認事項及び取締役会への報告事項を定めています。

また、取締役への委嘱範囲を設定又は、変更する際には、適時開示を実施しています。

加えて、取締役会は、業務執行の迅速化を図るため、子会社の代表者などを執行役員に選任し、「子会社管理規程」及び「(子会社)共通職務権限表」にて、子会社の代表者である執行役員の経営管理に関する業務及び報告事項を定めています。

(原則4-8)

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役を2名選任しています。3分の1以上の独立社外取締役選任の必要性については引き続き検討してまいります。

(原則4-9)

取締役会は、独立社外取締役候補者の指名にあたり、金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、株主と利益相反の生じるおそれのないことを前提に、取締役会全体の機能向上を図るため、高度な専門知識や社外での豊富な経験を重視しています。

(補充原則4-11-1)

取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、当社関連業界や専門分野のみならず多様な知識や経験、高度なスキルを持った取締役で構成されることが望ましいと考えます。また、社外取締役に高度な専門知識や社外での豊富な経験及び独立性が必要であると考えています。

上記の考えのもと、現在、独立社外取締役2名を含めた8名の取締役が就任しており、バランスの取れた構成としています。今後も引き続き、従来の規模及び考え方を踏まえた取締役候補者を指名する予定です。

(補充原則4-11-2)

取締役及び監査役の内、重要な兼職に該当すると判断した兼任の状況は、「株主総会招集ご通知」の添付書類の事業報告「会社役員の状況」で毎年開示しています。

(補充原則4-11-3)

当社は全取締役が、取締役会の構成、運営、議題、体制についての質問票に回答し、その回答に基づき議論を行いました。その結果、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。ただし、更なる実効性の向上のため以下の課題への取組を行います。

取締役会の構成員の多様性の確保とともに、社外取締役の人数・比率を適切な状態に維持する。

取締役会に上程する議案の範囲を検討し、必要に応じて他の機関に権限移譲する。

適切なタイミングで代表取締役の後継者についての議論を始めるとともに、中期経営計画やリスク管理体制に対する議論を深める。

独立社外取締役は、独立した客観的立場に基づく情報交換、認識共有のあり方について検討し、実施する。

(補充原則4-14-2)

当社は、取締役及び監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要な知識の取得及び更新の機会を提供しています。

取締役に対しては、新任役員講習及び外部専門家とマンツーマンで行う経営に関するビジネス・コーチングを実施しています。

また、取締役及び監査役に対して、外部専門家を招いての社内セミナーを必要に応じ開催しています。

(原則5-1)

当社は、経理財務部担当取締役にトップとして、IRの専任部署である経営企画課が株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することに努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
DIC株式会社	5,617,300	19.46
株式会社光和	5,136,800	17.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,475,500	5.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,116,000	3.86
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	960,800	3.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	919,500	3.18
四国化成工業株式会社	745,000	2.58
東新油脂株式会社	538,560	1.86
川原 光雄	500,000	1.73
川原 敬人	487,100	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

化学

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
樋爪 昌之	公認会計士													
土屋 恵子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋爪 昌之			公認会計士としての高い見識と豊富な経験を経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しています。 また、独立性の基準に抵触する項目がなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しています。
土屋 恵子			人事分野における豊富な経験と知見を当社の人事部門及び人材の強化に活かしていただきたく、社外取締役に選任しています。 また、独立性の基準に抵触する項目がなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名諮問委員会	7	0	3	2	1	1	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	2	2	1	1	社外取 締役

補足説明

取締役会の諮問機関として、取締役報酬及び執行役員報酬について客観性及び透明性を確保するため、任意の報酬諮問委員会を設置し、審議結果を取締役に答申しています。

また、取締役及び監査役の指名について客観性及び透明性を確保するため、任意の指名諮問委員会を設置し、審議結果を取締役に答申しています。なお、報酬諮問委員会、指名諮問委員会ともに委員の半数以上を社外委員で構成し、委員長は社外委員から選任しています。報酬諮問委員会の委員長(議長)は、今後、開催する同委員会において決定します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と必要の都度、会合を持ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、また、監督又は監査業務の遂行にあたり内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監督又は監査を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堺 昭人	他の会社の出身者													
遠藤 輝好	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堺 昭人			これまで培ってきたビジネス経験から経営を監査されるに十分な見識を有し、職務を適切に遂行いただけるものと判断して、社外監査役に選任しています。
遠藤 輝好			弁護士としての専門知識と経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断して、社外監査役に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役報酬制度の概要は以下のとおりです。

当社は、2017年6月21日開催の第71回定時株主総会において、確定金額報酬、業績連動金銭報酬に加え、業務執行取締役(会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下、同じです。)に対して株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬及び業績連動株式報酬を支給することを内容とする取締役報酬制度をご承認いただきました。

この取締役報酬制度は、業務執行取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

譲渡制限付株式報酬(長期インセンティブ)

1年間の職務執行の対価として役位に応じた金銭報酬債権を支給し、10年間の譲渡制限付株式を付与(年額3億円以内)。

業績連動株式報酬(中期インセンティブ)

親会社株主に帰属する当期純利益×3.4%以内

上記算定式の範囲内で報酬総額を算出のうえ、役位に応じて配分し、3年間の譲渡制限付株式の払込資金として金銭で支給。

業績連動金銭報酬(短期インセンティブ)

親会社株主に帰属する当期純利益×1.6%以内

上記算定式の範囲内で報酬総額を算出のうえ、役位に応じて配分し、金銭で支給。

なお、株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬の2種類の制度からなり、いずれの制度においても、以下のa)~d)を条件として、第三者割当の方法により当社が新たに発行又は処分する普通株式を業務執行取締役に割り当てます。ただし、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる業務執行取締役とは、譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を割り当てられた時点において当社の業務執行取締役である者を、業績連動株式報酬制度の対象となる業務執行取締役とは、業績連動株式報酬制度に基づき普通株式を割り当てられた事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間において当社の業務執行取締役であった者をいいます。

(第三者割当の条件)

a)株式報酬制度により当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数、すなわち、譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬制度のそれぞれに基づき割り当てられる数の合計(以下「1暦年合計」といいます。)は、1事業年度当たり、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議の日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の前営業日における発行済株式総数から本取締役会決議日の10営業日前の自己株式数(ただし、当該時点以降において当社が自己株式の取得又は自己株式の処分を実施することなどにより自己株式の数の増減が生じたことが明らかである場合には当該自己株式の数を増減した数とします。)を控除した数(以下「基準株式数」といいます。)に0.5%を乗じた数(小数点以下切捨て。)を上限とします。

b)ある特定の事業年度における1暦年合計は、本取締役会決議日の前営業日において当該普通株式を引き受ける業務執行取締役(当該引受けの時点において当社の業務執行取締役であるものに限り、)全員が所有する普通株式並びに第1回及び第2回A種種類株式の総数と合算して、本取締役会決議日の前営業日における基準株式数に5%を乗じた数(小数点以下切捨て。)に満たない数とします。

c)譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。

d)株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として本取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とし、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

当社では、報酬等総額が1億円以上である役員について、氏名、役員区分及び報酬額の開示を実施しておりますが、2017年3月期において、前述に該当する役員はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する確定金額報酬の額並びに業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬並びに譲渡制限付株式報酬及び業績連動株式報酬の額の算定方法、支給時期、配分等については、取締役会において、株主総会でご承認いただいた範囲内で決定しています。当該決定に際しては、社外取締役を委員長とし、その過半数を社外委員により構成する報酬諮問委員会が、外部調査機関の役員報酬調査データを用いて報酬水準の客観的な比較検証を行い、報酬方針及び報酬水準について審議の上、取締役会へ答申を行い、取締役会は当該答申を踏まえて決定しています。

なお、業務執行取締役以外の取締役に対する報酬は確定金額報酬のみとなります。

【特徴】

- 業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬ともに、親会社株主に帰属する当期純利益に連動して額が増減し、親会社株主に帰属する当期純利益がゼロ以下(赤字)の場合には支給されないため、親会社株主に帰属する当期純利益が低い水準(赤字を含みます)になると、業務執行取締役の報酬も低い水準となります。
- 株式報酬制度によって業務執行取締役に株式を交付することで、ストックオプションでは実現できない、株主としての意識の醸成を図ります。
- 短期、中期、長期のインセンティブプランを設定することで、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付を与えるとともに、優秀なトップマネジメント人材の獲得とリテンションを図ります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、取締役会事務局スタッフが原則として取締役会開催の3日前に資料を配付して、事前に十分に精査できるような体制を整えています。また、監査役の職務を補助する者を当社の使用人から監査役スタッフとして配置しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は株主総会決議で選任された、社内取締役6名及び独立社外取締役2名の計8名(男性7名、女性1名)からなる「取締役会」、同じく社内監査役1名、社外監査役2名(男性3名、女性0名)からなる「監査役会」を中心としています。

取締役会では重要事項は全て審議・決議し、代表取締役の業務執行についても監督を行っています。また、当社では、取締役会の活性化及び業務執行の迅速化を図るために「執行役員」制度を採用しています。執行役員9名(男性9名、女性0名)には、業務執行上相当範囲の決定権限が付与されていますので、環境の変化に対して迅速な意思決定ができるものと考えています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は近代的で先進的なコーポレート・ガバナンス体制を目指しており「委員会設置会社」への変更を含め、より良いガバナンス体制の検討を継続的に行っています。ただし現状では従来型の監査役制度がより確実に機能を発揮できるとの観点により、当面は「委員会設置会社」への変更は行わず、引き続き検討課題としてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前までに招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および参考書類について英訳を当社ホームページに掲載しております。 http://www.taiyo-hd.co.jp/investor/share/
その他	個人株主様向け説明会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年1回(通期)開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回(通期・第2四半期)開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、アニュアルレポート等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部経営企画課が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSR理念及びCSR理念を実現させるための行動規範を策定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境、品質、コンプライアンス、社会貢献などのCSR活動を推進し、その活動内容については毎年CSRレポートを作成し、ご要望のあるステークホルダーの皆様にご覧のとおりホームページにて公開しています。
その他	女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業期間や育児短時間勤務期間、看護休暇日数などを、法律で定める日数を超えて設定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築の基本方針は、次のとおりです。

- 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 「CSR理念」と「行動規範」を制定し、取締役・使用人に周知徹底する。
 - 取締役1名を「コンプライアンス・オフィサー」として選任する。取締役・監査役・使用人で構成する「倫理委員会」を設け、倫理・法令遵守上の重要問題を審議する。使用人から「倫理担当」を選任し活動を推進する。
 - 社内担当者を相談窓口、社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制を運営する。
 - コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について定期的に取締役会に報告する。
 - 執行部門から独立した「内部監査部門」を設け、その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 取締役1名を「リスクマネジメント担当取締役」として選任する。
 - 通常業務のリスクについては、担当部門がリスクの評価・対応を行う。また、リスクマネジメント委員会は、グループ全体の横断的なリスク管理を実施する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会を原則として月1回開催し（前月または翌月に統合して開催する場合あり）、また必要に応じて臨時取締役会を開催して重要事項につき機動的な意思決定を行う。
 - 組織規程、職務分掌規程、職務権限表において業務執行に係る責任と執行手続を規定する。
 - 中期経営計画及び年度経営計画を策定し、また各組織のミッション、中期的・短期的取組課題を設定する。
- 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 主たる子会社各社の担当取締役を定めて経営上の指導を行う。
 - 当社の執行役員及び子会社の代表者により構成される執行役員会を原則として四半期毎に開催し、企業集団の横断的問題につき審議する。
 - 子会社の経営については自主性を尊重しつつ「子会社管理規程」及び「(子会社)共通職務権限表」に基づき当社の決裁、当社への報告を行うこととし、これにより子会社経営の管理を行うこととする。
 - 内部監査部門、経理財務部門、監査役、会計監査人は必要に応じて子会社を往査する。
 - 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、グループ企業全てに適用される「CSR理念」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定める。
- 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役が職務を補助する者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役スタッフを配置し、当該監査役スタッフは、監査役の指示に対し、監査役の指揮管理のもと専任して行う。
 - 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要とする。
- 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社及び子会社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
 - 使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。なお、報告者の氏名等の秘密は厳守し、報告者が報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。
- その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は取締役会に加え、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
 - 監査役は会計監査人と監査計画、監査結果等について意見交換を行うなど相互に連携を取りながら監査を実施している。
 - 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告、討議するなど監査役と緊密な連携を保っている。
 - 当社は監査役の職務の執行に生ずる費用について、毎年予算計上をし、また、緊急に発生する監査費用についても相当な費用を支出する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じることなく、当社がこのような団体又は個人から不当な要求を受けた場合は、警察等関連機関とも連携して組織的に毅然とした態度で対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

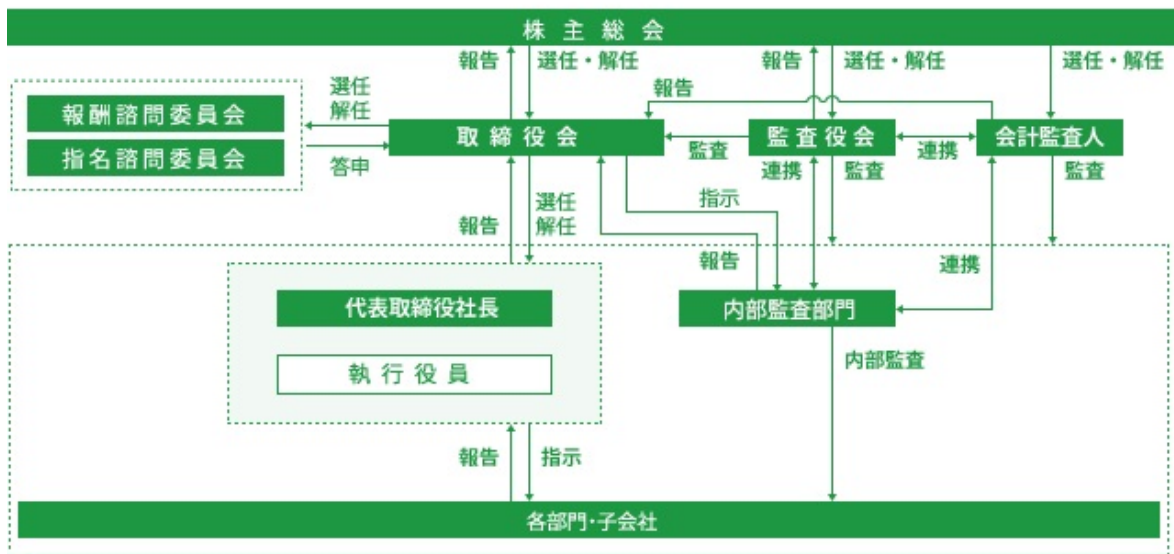
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係わる社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社では、情報開示についての専門部署は設置していませんが、情報取扱責任者のもと、人事総務部が東京証券取引所との連絡を行っています。
また、情報取扱責任者及び経理財務部、人事総務部は投資家等からの開示情報に関する問合せへの対応のほか、当社ウェブサイトへの開示資料の掲載を行っています。
なお、人事総務部では、正式な公表予定時刻より前に当該情報が、当社ウェブサイトにて閲覧可能な状態とならないように、また、当該開示業務に携わる関係者以外へ未公表の重要事実が漏えいすることのないように、十分な情報管理を行っています。
2. 当社における重要事実の決定又は発生に際しては、それらの事項が法令並びに東京証券取引所の定める適時開示制度等に基づく開示の必要性の有無、公表の時期及び方法等についての検討後、取締役会における決議を経て速やかに開示することとしています。
3. 当社では、「内部情報管理規程」により役員、従業員及び会社関係者が職務に関して取得した当社及び当社の子会社、他社の重要事実に関する情報の管理、役員及び従業員の株式等の売買その他の取引を規制し、適時、自社株売買に関する注意喚起を促す社内通達によりインサイダー取引等の未然防止に努めています。

コーポレートガバナンス体制（模式図）



適時開示体制（模式図）

